

平成20年度非食用農作物専用農薬安全性評価検討会開催要領

1. 目的

農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号に基づき環境大臣が個別の農薬毎に定める水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関し、非食用農作物のみに使用される農薬（以下、「非食用農作物専用農薬」という。）について、中央環境審議会での審議に先立ち、毒性、環境中運命等に関する専門的な観点から安全性評価を行うことを目的とする。

2. 構成

標記検討会（以下、「検討会」という。）は、農薬の毒性、環境中運命等に関する専門家であって環境省水・大気環境局長が依頼した検討委員をもって構成する。

3. 検討事項

非食用農作物専用農薬について、以下の事項を検討する。

- (1) 農薬登録申請者より提出された毒性、環境中運命等に関する各種試験結果を精査する。
- (2) 厚生労働省又は環境省が設置した審議会等、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）等の国際機関、外国政府等が作成した農薬に係る安全性評価文書等について、検討会における安全性評価に用いるか否かを判断する。
- (3) (1)及び(2)のデータに基づき、暫定的な許容一日摂取量（ADI）の案（以下、「暫定ADI（案）」という。）を設定する。
- (4) その他暫定ADI（案）の設定に関連する技術的事項を検討する。

4. 座長

- (1) 検討会に座長を置く。
- (2) 座長は検討委員の互選によってこれを定める。
- (3) 座長は検討会の議事運営にあたる。
- (4) 座長に事故があるときには座長が予め指名する検討委員がその職務を代行する。

5. 事務局

検討会の庶務は、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室において行う。

6. 情報公開について

- (1) 検討会においては、検討過程の透明性を確保する観点から議事要旨を公開するものとする。
- (2) 会議及び会議資料は、公開することにより企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあることから、原則非公開とする。

7. 検討にあたっての留意事項

- (1) 3(1)から(3)に規定する事項の検討を行う場合にあっては、以下のアからエのいずれかの場合に該当することが判明した検討委員は、その旨を座長に申し出た上で、当該検討が行われている間は会議場から退室するものとする。ただし、当該検討委員の発言が特に必要であると座長が判断した場合に限り、当該検討委員は出席し、意見を述べることができる。

ア．当該物質を有効成分とする農薬に関し、農薬取締法に基づく農林水産大臣の登録を現に受け、又は申請中である者（以下、「登録保有者等」という。）である場合

イ．登録保有者等の役員等に就任していた、又は就任している場合

ウ．登録保有者等から研究費を受けている場合（ただし、所属する研究機関等に対して供与された研究費を間接的に受けている場合であって当該研究費の使用者を登録保有者等が指定していない場合等、登録保有者等との特別の利害関係を有しないと判断される場合を除く。）

エ．その他検討の公平さに疑念を生じさせると考えられる、登録保有者等との特別の利害関係を有する場合

- (2) 3(1)から(3)に規定する事項の検討を行う場合であって、当該物質の毒性、環境中運命等に係る試験結果報告書その他当該物質の毒性、環境中運命等に係る資料を用いる場合にあっては、当該資料の作成者又は作成に協力した者であることが判明した検討委員は、その旨を座長に申し出た上で、当該資料については発言することはできない。ただし、当該検討委員の発言が特に必要であると座長が判断した場合に限り、当該検討委員は意見を述べることができる。